

名青税に入ってあっという間に18年が過ぎ、正会員の卒業を迎えています。今振り返ると、名青税は、自分の持っていない魅力を持っている多くの先輩税理士に会うことができ、その姿を追いかけ、18年かけて成長できた場だったとつくづく思います。18年前には知り合いがおらず、横のつながりが欲しいという単純な考えから思い切って参加し、周りの人に助けられながら、楽しいこともつらいこともいろいろあった18年間でしたが、名青税に参加してよかったと思います。

名青税は自分にはない魅力を持った人が多く活躍しています。名青税に積極的に参加している人も、これからの人も、まだ参加していない人も、税理士としての自分の魅力を今以上に増やすためには最高の場所ですよ。45歳で正会員を卒業するまでに、名青税で自分の魅力作りをしてください。そして素晴らしい仲間に出会ってください!

中支部 俵 直人

名古屋青年税理士連盟会報 SPRING 2024 No.222

CONTENTS

01-俵会員 18年の想い 02-本会役員との懇談会 06-夏季懇親会 07-名青税ゴルフコンペ 08-税法ディベート大会 09-税理士職業セミナー 10-名青税シンポジウム 11-新入会員歓迎会 12-INFORMATION 名古屋青年税理士連盟は、名古屋市とその周辺地域で活躍する若手税理士を中心とした、550名を超えるメンバーで構成される任意団体です。税理士として仕事をしながら、税理士制度や税法の研究各種研修会の開催により自己研鑽に加税また懇親会を通じて会員同士の親睦を深めるとともに、税理士会の発展並びに税理士の社会的地位の向上を目指して活動しています。

# 名古屋税理士会役員との 懇談会議事録

開催日:令和5年11月7日(火) 15時30分~17時

開催場所:税理士会ビル 8階 会議室

司 会: 俵 直人(名古屋青年税理士連盟) 議事録作成者: 岩田 賢司(名古屋青年税理士連盟) າ 1. 4 ໆ 2. ຟ ກັ່ 3. ≰

1. 名古屋青年税理士連盟 …… 会長挨拶 木下 晃良

2. 岐阜青年税理士連盟 ……会長挨拶 佐々木 靖高(代理)

4. 自己紹介

5. 質疑

\*文中敬称略

# 1 AI化の進展と、税理士の 地位・能力の向上について

(1) AI化の進展と税理士業務の あり方について

①デジタル対応に関する名古屋税理士会(以下「名 古屋会」とする。)及び日本税理士会連合会(「以 下「日税連」とする。)の取り組みについて

名青税 令和4年税理士法改正では、税理士業務におけるデジタル化の推進を通じた納税義務者の利便性向上等の努力規定として2条の3が創設された。また、これを受けて、今年度の定期総会議案書の基本方針及び重点施策においてはデジタル化への対応が挙げられている。デジタル化への対応には、例えば電子証明書の活用に関する具体的な研修から、税理士業務や資格制度のあり方などの中・長期的な検討を要する項目まで、幅広い内容が含まれる。令和5年度において予定されている具体的な取り組みあるいは今後の計画が名古屋会と日税連であれば教えていただきたい。

最初の質問なので、質問の趣旨も述べておきたい。今年は ChatGPT が注目されたり、マイナンバーカードが飛躍的に普及したりと、デジタル化が社会的に話題になることが非常に多い年だった。6月に国税庁からDX化への取り組み(『税務行政の



デジタル・トランスフォーメーション一税務行政の将来像2023ー』。以下「『税務行政のDX2023』」とする。)が公表され、税理士業務が今後、どうなっていくのかということをよく考えた。経営や相続の総合窓口になっているので、税理士業務が短期間で大幅に縮小してしまうというほどの危機感をもっているわけではない。しかし、思い起こすと青税の我々が小・中学生だった時にまだポケベルだったものが、約30年でスマホになったのと同様に、今年普及し始めたAIやマイナポータル、電子インボイスが今後飛躍的に進化していくと思われる。税理士は今のところ納税者の信頼も厚く、社会的な地位も高いと思っているが、約80年続いているこの職業を20年後30年後も維持・発展していくために、今手を打っておくべきことを検討したい。

名古屋会 情報システム委員会(以下「情シス」とす る。)を担当しているので、具体的な取り組みについ てお話する。情シスとの関連で端的に言えば、デジ タル相談室を開設する。また来月、デジタルフォーラ ムを開催するので、デジタル関係の知識の普及を図 ることが具体的な施策としてある。デジタル相談室 に関してはもともと、数年前にデジタル社会形成基 本法というのができ、全ての事業者に対して、デジ タル社会に対応するための積極的な活動を義務付 けた。これから国あるいは地方公共団体がデジタル 社会のために行う施策に対して協力しなければな らなくなっており、税理士も事業者なので、デジタル 社会に対する対応をしなければならない。法律的に しなければならないと義務付けられている。それを 受ける形で、税理士業務の中にも取り入れてきたと いうのが今回の税理士法改正の趣旨である。今年 の事業計画の中でもデジタル化に対応する施策を 行うと書いてあったが、具体的にはデジタル相談室 という結論になっている。ただし、どのようにするの かについては日税連でも具体的なことがまだ固まっ

ていない。現在、名古屋会でデジタル相談室はイン ターネットで対応するという準備をした状態でペン ディングになっている。基本的には先行して東京税 理士会や近畿税理士会がデジタル相談室を運営し ている。そういう先行事例を受けて全国につなげる という格好である。当初の構想では各単位会で窓 口を作り、そこで受け付けたものをTAINSが回答す る。その回答したものは順番にデータベース化して いって、そのデータベースがある程度年数が経て ば、かなり充実したものになるので、各単位会の情 シスや事務局がそのデータベースを使って答えられ るようになる。ただ、デジタル化に対応できない会 員の、対応できないレベルをどこに設定するのかと いう問題がある。そもそもインターネットで問い合 わせるのが前提なので、本当にできない人は電話で 受け付けるのかということになる。デジタル相談室 は2週間以内で答えるということになっているが、 電話をかけてきて2週間も待てるのかという問題が ある。その辺をどのようにするのかについて、日税 連が整理をするということなので、今はペンディン グになっている。名古屋会ではホームページの中に 会員相談室の受付があるが、会員相談室とデジタ ル相談室の2つに分けて、デジタル相談室をクリッ クすると、そのデジタル相談室のホームページに飛 ぶという準備をしたところでストップしている。

資格制度について、国が公的資格の認証制度を作る話があるが、こちらの方は話を聞く限りなかなか動いていない。日税連の第6世代税理士カードでは中に電子証明書を載せない。なぜそうするかというと、電子証明書は電子署名法に縛られる。この電子署名法は、もう20年以上前にできた法律で、改正が行われておらず使い勝手が悪い。電子証明書だけクラウドに載せてしまって、税理士カードからは電子証明書を外してしまう。そうすると税理士カードを電子署名法の縛りのない状態で、税理士会が



使い勝手が良い形にする方向で、第6世代の開発をしている。また今後、税理士カードと税理士証票を一つにする。それも法改正が必要であるが、それができる条件の一つにはなる。

最近ではフィンテックの、ダウンロードをして自動 仕訳をしていく機能がある。その自動仕訳のできる 割合がAIの技術の向上でかなり広がってきている。 領収書の認識もかなり精度が上がってきている。あ と決済の方でPeppolという統一規格で請求書が でき、全銀EDIシステムを開発しているので、これが 使えるようになれば、今は振込するのに、日付と金 額とカタカナの会社名ぐらいしか送れないが、より 多くの情報をのせて振込データが送信できる。紙の 請求書を使わなくてもデジタルデータで完結して、 例えば振込手数料あるいは売掛金や買掛金の消し 込みも、自動仕訳できるようになっていく。ただなか なか開発がうまくいっていないようなので、具体的 にいつ頃普及するのか分からないが、少なくとも会 計処理に関しては今後かなり自動化が進むのでは ないか。そのように自動化が進んだ時に会計事務 所として省力化できるプラスの方に行くのか、自動 でできるのだからもっと安くやってよと記帳の処理 の価格が崩れていく方向に行くのか、その辺はまだ わからない。おそらく顧客と会計事務所との関係性 の問題とか、どのようなサービスを提供していくか というところで変わってくると思うので、税理士の

マーケットが壊れないように、いろんな情報を税理士会として提供していきたい。

名古屋会、税理士会として今そのことに対して何か取り組むというよりは、デジタル相談室が不慣れな方・Allに疎い方向けに実際に動いていく。ただ皆さんのように税理士になった時から電子計算機に慣れ親しんでいる方達にとっては、研修の企画はない。ただ、実際問題、政府がどんどんデジタル化を進めているので、それを早い段階で皆さんにお知らせしていく。

名青税 韓国やドイツでは、税理士会あるいは税理士主導で作った会計ソフトがあって、結構使われているという話を最近聞いた。日本行政書士会連合会では、デジタル庁と連携協定を結んで、デジタル化を推進するにあたってプレイヤーとしての立ち位置を確保するように動いている。名古屋会あるいは日税連で、中・長期的な視点から何らかの働きかけや、会計ソフトあるいはAIに関する研究・勉強会などは開かれているのか。

名古屋会)日税連の専務理事をしているので、日税 連の話をしたい。今、会計ソフトの話があったが、ド イツその他は賦課課税方式で、申告納税制度では ない。日本はソフトに関しては各ベンダーが税理士 の意見を聞きながら何十年も前から開発をしてい る。税理士が独自で今更作るニーズがない。大規模 ベンダーが切磋琢磨しながらソフトを作り上げてい るのが日本の現状である。電子インボイスの関係で 各ベンダーが集合している。そこでAIに関して共通 認識を持ちながら進んでいく。ただ民間会社であ り、あくまでも利益主導型なので、それぞれ特色を 出していくと思う。例えば、電子インボイスの考えも ヨーロッパと日本では全く違う。日本は民間が電子 インボイスをやっていくというイメージである。ヨー ロッパは国がやっているというイメージがあり、その 辺りも大きな文化の差がある。

日税連としての取り組みは大きなものが2つあり、1つ目は国家資格連携システムというのがある。これは国が全ての国家資格に関して、一つのシステムで統一して管理しようという動きがある。それからもう一つは、第6世代税理士カードで電子証明書をクラウドにのせるということが画期的なことであ

り、第5世代の有効期限が令和8年頃に切れるので、その後はその第6世代に移行する。それから、デジタル庁と日本行政書士会連合会の話があったが、デジタル庁と我々の間には国税庁がいる。国税庁とは強い結びつきを持って対応している。

# ②電子インボイスへの対応について

名青税 10月1日からインボイス制度が始まり、今後国税庁が他省庁と連携して電子インボイスを推進すると公表していることもあり、各ベンダーにおいてもすでに相当程度開発が進んでいると考えられる。従来、名古屋会はインボイス制度の導入に反対してきたが、今後電子インボイスに対してはどのようなスタンスで取り組むのか。

名古屋会。まだ決まっていない。税制改正要望は調 査研究部が担当しており、法律論をやっている方々 にこの問題を投げかけることになる。そうするとイン ボイスの記載要件と、帳簿方式の要件が何も変わら ないから、わざわざインボイスなんか作る必要はな いという方向に行ってしまう。ところが国の政策は デジタル化の方向であるため、全然話が違ってしま うことになる。各国の電子インボイスの導入状況か らすると、日本だけではなく、国際的に電子インボイ スの普及に向かっているのは間違いない。そのため 名古屋会として、いつまでもインボイス反対でいっ ていいかというのはまだ結論が出ていない。調査研 究部の中でも今後話し合っていくことになると思う。 **名青税** 消費税のインボイス制度と電子インボイス は別問題だと考えている。名古屋会でもぜひ別問 題として考えて、消費税のインボイス制度は反対 で、電子インボイス制度は世の中が便利になってい くシステムであると思うので、電子インボイス制度 は積極的に推進していただきたいと思う。

名古屋会 電子インボイスはただの手段であって、電子インボイスを発行するところに各社がデータを入れて、ぐるぐる回る仕組みである。そこで国がデータを持っていく。だから国はそこで全ての収入を把握して、付加価値を申告書に記載するということになる。今のところ日本は基本的には民間でぐるぐる回っているだけで、そこに国がアクセスすることはない。電子インボイスはただの手段だからいいと

いう。ここだけ少し区別をしていただければいいと

名青税 インボイス制度はフィンテックと今とても相性が悪いと思う。せっかくクレジットカードや銀行のデータを取り込んでも、紙のインボイスを確認しないといけないということで、二度手間が発生してしまっている。今後電子インボイスになったときに、取り込んだデータに電子インボイスの情報が付いていると、かなり会計の手間が削減できると思う。今後就労人口もかなり減ってくると思うので、そのあたりも要望としてお願いしたい。

③国税庁のDX推進における税理士の役割について名青税 国税庁が2023年6月に発表した『税務行政のDX2023』の中で税理士が登場しているが、全て関係民間団体と一括りにされて表示されている。関係民間団体がどこなのかということと、一緒にしないで欲しいと言うわけではないが、税理士は無償独占がある税務行政に関わる唯一の資格である。税理士として社会的地位の部分も含めて、国税庁が我々税理士の位置付けについて、ちょっと雑になっているのではないかと感じた。この点について、名古屋会で何か意見があればお聞きしたい。

名古屋会 で刊が息見があればお聞きしたい。 名古屋会 雑な位置付けを受けているわけではないと聞いている。この『税務行政のDX2023』は申告する手段の話をしていて、税理士業務の計をしているわけではない。税理士業務の中の税理士が行政に情報を伝える方法がデジタルトランスフォーメーションだとして、その話を図にしてあるだけなので、別にないがしろにされているわけではないという認識である。関係するものすべてにデジタルの波



いかと思う。

名青税 2006年頃からの国税庁のレポートにある税理士のページを見ていくと、税理士のことを尊重するページが必ずあったが、『税務行政のDX2023』のように関係民間団体と並列にされると、形骸化しているように感じた。国税庁の名前でこれが世の中に出ている以上、これを見た人は税理士と関係民間団体は同じと勘違いし、関係民間団体を選んでも決算申告までできると誤解してしまう可能性もあるので、表記について配慮していただきたい。

# ④AI技術に関する研究について

名青税 AI技術に関する研究について質問させていただく。日税連と理化学研究所(以下「理研」とする。)との共同研究に係る契約書の中で、AI技術を活用した税理士業務の可能性に関する研究というものが挙げられている。この内容について名古屋会として見立てはあるか。また、この研究内容について、会員から意見募集する予定はあるか。税理士業務はどれぐらいAIにとって変わられるのかについて議論されているのであれば教えていただきたい。

名古屋会 名古屋会では担当する部署がないため、 日税連でどういう動きなのか話をしたい。理研と は、第1回目の打ち合わせを行った。そこではこれか らどういうタイムスケジュールでやっていくかという ことの打ち合わせをした。理研は1年半ぐらいかけ て研究を行うと考えている。いかにサンプリングが できるか、何をサンプルとするか、何項目を対象にす るか、それをまず決めないと話にならないということ で、税理士業務というのは一体どういうものかとい うことを理研が把握することから始まる。何百項目 と挙がる中で、何をAIにやらせたらどうなるかとい うことをやっていく。公認会計士に関しては、監査法 という非常に分かりやすいマニュアルがある。それ に基づいて業務を行っているということで、非常に 研究しやすかった。我々、日税連と理研との会議の 中では項目を選定するだけでも大変だというところ で、第1回目は終わっている。

名青税 名青税では2019年にAIと税理士制度について研究した。また、AIに関する研修を今年の8月に行った。要望として、まずは敵を知るという意味

名古屋税理士会役員

長 尾崎 秀明

菱田 裕之 岡部 豊生 飯島 明伸 田口 紀子 村瀬 三浩 小松 佳史 森 靖 副会長

大川 雅彰 後藤 聡 専務理事 総務部長 鈴木 春美

名古屋青年税理士連盟(名青税)

池田 大志 北村 徳志 大澤 輝高 中野 克俊

部長 小菅 祐介 村上 裕 岩田 賢司

委員長 俵 直人 深谷 大輔 小島 啓嗣 増田 英晃

岐阜青年税理士連盟(岐阜青税) 副会長 佐々木 靖高 石黒 翔 高井 真司



でも、そもそもAIとは何かという研修を聞きたい。青 税ではできないような踏み込んだ研修を名古屋会 でやっていただけるなら聞きたいと思う。

名古屋会」デジタルフォーラムが12月にある。今後 AIは、私たちの日常業務の中で関わる部分だと思 うので、また検討をしていきたいと思う。AIにとって 変わるような仕事はAIでもできる仕事なので、税理 士が何を一番学んでいくべきかというと、AIの活用 の部分である。Alを学ぶというよりはAlをどのよう に活用するかの研修に関して今後進んでいくと思 うので、またご期待いただきたい。

名青税 AIの発達によって無くなる職業に、税理士 が挙がることがある。表面的なイメージで言われて いるだけで、AIによって税理士の仕事が無くなるこ とはないと思っている。しかし、これから税理士を目 指す人が税理士の仕事を正確に知っているわけで はないので、良くないイメージが付くことで、税理士 になることを敬遠されてしまうことがあると思う。自 分は当時の知識で今受験するかと言ったら、しない かもしれない。税理士は実はAIで代替できないたく さんの仕事があるということをアピールできれば今 後も良い人材がたくさん入ってくると思うので、ぜ ひ対外的なアピールをお願いしたい。

## (2)税理士の総合的な能力の向上と 地位の向上について

- ①税法や税理士制度以外の幅広いジャンルの研修 の実施
- ②研修時間36時間完全義務化、資格の更新につ いて単位の取得や更新試験の導入
- ③会務を通じた税理士としての資質の向上

名青税 ①税法や税理士制度以外の幅広いジャン ルの研修について質問したい。税理士は税法だけ でなく、中小企業の相談役として幅広い知識を持っ ていることが納税者から期待されている。税法や会 計、法務等に関するものだけでなく、中小企業から

よく相談を受けるコンサルティングやマーケティン グの分野の研修を実施することは可能か。②研修 時間36時間の完全義務化、資格の更新の際の単 位の取得や更新試験の導入について質問したい。 例として、公認会計士はCPE制度によって継続して 一定以上の単位の履修が義務付けられ、公認会計 士としての資質の維持及び監査環境等の変化への 適応が図られている。また、本年度より公認会計士 法の改正で、2023年度の履修結果をもって3年以 上連続で0単位となる研修未受講者については、登 録抹消の対象となるといった制度が設けられてい る。税理士についても、研修時間の完全義務化や資 格更新制度の導入がされると、資質の向上に寄与 すると考えているが、名古屋会ではどう考えている か。③会務を通じた税理士としての資質の向上につ いて質問したい。税理士の社会的地位の向上のた めに、高度な職業倫理観など、税理士としての資質 の向上が必要と考えている。特に職業倫理観を維 持・向上することは、個々人の努力だけでは困難で あり、税理士会や青税への参画を通じて多くの税理 士と交流を図り、情報交換や自己研鑽を行うこと で、税理士としてのあるべき姿、社会からの要請な どを税理士全体で共通認識として持つことが可能 になると考えている。名青税では、会務が特定の人 物に集中するという事象が起きているが、名古屋会 での状況と、そういった事象を回避するために行わ れていることはあるのか。



名古屋会①今でも税理士業務に役立つものにつ いては研修規則の中で「その他研修」として入って いるので、積極的に受けてもらいたい。税理士会が 主催となると時間数が限られているので、皆さんで 研修の企画をしてもらいたい。大事なのは税理士と しての業務・資質の向上に寄与するということで、 個人的に学ぶべき内容では困る。研修は社会人と いうよりは税理士としての分野になるので、そのあ たりは特に気を付けてもらいながら、ぜひいろんな ジャンルの研修を重ねてもらいたい。②義務化につ いては、いろいろと日税連の方でも議論がされてい るところだが、完全に義務化してしまうと、3割ぐら いの税理士が資格停止になってしまうのではない かと言われている。公表されるようになったので、資 質の向上のために研鑽してもらいたい。義務化では なく税理士会の中できちんと自主的に統制をして いくという見解である。

名古屋会 ③会務を通じた税理士としての資質の 向上に関して、税理士会にも少子高齢化の波が押 し寄せている。確かに税理士会や青税の参画が何 のストレスもなく行われていればこのような危惧を しなくてもいいが、今は、会務に参加する人が少な いという現状にある。これは税理士業界全ての所得 が低下しているということにも要因がある。イン ターネットに税理士報酬はいくらか?ということがい つもトップで載っているようなちょっと寂しい業界に なったのかなというのもある。こういうのは一掃し ていく必要があると思っている。名古屋会にも日税 連にも、総合企画委員会あるいは総合企画室があ る。また、名古屋会は男女共同参画に取り組んでい る。その中でいかに男女関係なく若い人が会務に 入れるかという検討をしている。いつまでも昭和時 代の会務をしていてはいけないという発言もある。 日税連も、どのようにして若い人に会務へ参加して いただくかということを中心にやっている。人事に 関して、名古屋会ではほぼ全ての人事は支部長が

握っている。理事は支部からの立候補になる。そし て、部員についても支部長が誰をどの部にするかを 決める。17支部あるが、そのうちの3分の1ぐらい の支部はその人事で困り果てているというような現 状が起きている。人事面で恵まれている支部と困っ ている支部がある。それぞれから人材をうまく発掘 するということは我々と皆さんと一致協力して動い ていかないといけない。名古屋は名青税と岐阜青 税と名古屋会が結構密につながっている。今後も 協力していただきたい。

**名青税** 追加の質問として、他士業では職業倫理に 関する研修がある。公認会計士だと2単位の取得が 毎年義務化されており、今年から行政書士でも義 務化されている。弁護士でも5年に一度は職業倫理 の研修を必ず受ける。税理士会では職業倫理に関 する研修は登録時研修のみだが、それ以降も受講 できるようにすることは検討しているのか。

名古屋会と綱紀に関する研修は、支部では必ず行わ なければならない。ただ、それを受講するかどうか は義務にはなっていない。日税連の登録時研修が 研修受講管理システムに出ている。何回でも見るこ とができるので、まずはその登録時研修の倫理をき ちんと見ることから始めてもらえるといいかと思う。 名青税 名古屋会は認定研修にならない研修は行

わないと認識している。認定研修にならないが内容 としてやった方が良いと思われるものがあった場 合、内容や講師を名青税や岐阜青税に紹介してい ただくことは可能か。

名古屋会あくまでも研修の主催者から認定の申 請があるので、認定研修にならない研修を青税に 紹介することは難しい。実際には非認定というのは あまりない。

**名青税** 名古屋会では、これからデジタル対応をし ていく方のサポートを中心に研修されると理解して いる。それと同時に、今後会のデジタルの方向性を 決めるような、コアな人材を作っていくことも必要

だと思う。先端的なデジタルに関する研修をやろう と思った時に、名古屋会ではやりにくいということ がもしあれば、青税で研修したいと思うので、紹介 をお願いしたい。

名古屋会をの内容であれば、情シスから情報提供 ができると思う。

# ④受験資格・試験制度について

(a) 受験生増加の取り組みについて

名青税 受験資格の緩和は資格地位の向上に反す ると考えている。税理士資格自体に魅力があれば、 受験資格の緩和をしなくても受験生は減らないの ではないか。AIで衰退する、今後仕事が減っていく、 独立しても仕事がないなどのマイナスのイメージが 受験生の減少につながっているのではないかと考 えている。受験資格の緩和についてはどのように考 えているか。また名青税と岐阜青税では、受験生の 増加につなげるため、大学生向けに職業セミナーを 開催している。名古屋会での受験生増加の取り組 みについて教えていただきたい。

名古屋会 受験生増加の取り組みについて、令和4 年の第6次税理士法改正でも、多様な人材の確保 と受験者数の減少に対処するためということで、受 験資格要件を見直した。特に会計科目の簿記論、財 務諸表論については、受験資格は不要となって、今 年の受験者数は前年の 1.2 倍と大幅な増加につな がった。このマイナスイメージのところだが、税理士 には将来がないということはかなり前から言われて いた。それでもずっと安定していて会員数は8万を 超えて微増の状態である。今のところそういう状態 であることは確かで、今後は確かにこのマイナスイ メージがあって難しい部分もあるかと思うが、我々 と現役青税の方々でイメージアップに一緒に取り組 んで80数年続いている税理士制度をさらに発展さ せていく。これは税理士全員の問題として考えてい かなければならない。

名古屋会を名古屋会の広報活動として具体的には、 10月に愛知淑徳大学ビジネス学部のゼミ生を対象 にして、税理士の仕事について、フリーディスカッ ションをしながら学生の質問に答えてきた。税理士 は税のエキスパートであること、納税者を守る役割

を担っていることについて伝え、学生の憧れの職業 として、税理士を人生の選択肢の一つに考えていた だけるような話をさせていただいた。日税連の取り 組みとしては寄付講座があり、今年は愛知学院大 学税法会計人会と協力しながら、税理士による租 税講座15コマを開催した。冒頭で尾崎会長に税理 士の職業・税理士制度・税理士会の取り組みについ て話してもらい、最後の15回目では広報部長が具 体的な話をさせていただいた。中の13コマは、税法 会計人会の方が税法について話をした。その冒頭 で、どうして私は税理士になったのかといったよう な個人的なきっかけや経緯も話をして、税理士の魅 力を伝えている。

弁護士や公認会計士、行政書士など9士業から なる名古屋自由業団体連絡協議会があるが、今年 は名城大学と名古屋大学で大学生のための資格ガ イダンスを開催し、名古屋会もブースを構えて学生 に向けてガイダンスを行った。他にも、学生に限ら ず、対外広報として『スーパー税理士マサル!』があ り、若手税理士の活躍をコミカルにハートフルに描 いた YouTube動画となっている。また、CBCラジ オで『酒井直斗のラジノート』という番組の中でも、 学生と税理士がパーソナリティと一緒に税理士の 職業について話す活動などもしている。

# (b) 試験科目及び登録前の研修制度について

名青税 試験科目と登録前の研修について質問し たい。税理士試験について、試験科目の統一を図っ てはどうか。一般的に納税者から質問されることが 多い税目は、法人税、所得税、相続税、消費税だと 思う。税理士試験についても、会計科目を1科目に して、税法科目を法人税、所得税、相続税、消費税の 4科目にしてはどうか。試験科目の統一を図るのが 良いと考えているが、すぐに変えることは難しいと 思うので、試験科目の統一がされるまでは、登録前 に、法人税、所得税、相続税、消費税について、申告 書の作成ができるレベルまで研修を行ってはどう か。税理士はたくさんいるが、通常、納税者に関与し ている税理士は一人しかおらず、その税理士の対応 によって税理士全体のイメージが決まってしまう。 納税者から依頼されることが多い科目について、手 当てができると良いと思う。

名古屋会)昨年、税理士法改正があり、現在は次回 の改正に向けて幅広く検討している。現状未定では あるが、試験科目の統一は、能力と知識が均一化さ れることと、受験がしやすくなることから、良い案で あるとされている。今の税理士試験は、税法そのも のが理解できればどの税法でも通用するという部 分があると思っており、その辺りを検討研究しないと 具体的には申し上げられない。ただ、受験科目を統 一することはありかと思っている。登録する前は会 員ではないため、研修を受けることはできない。研修 については録画配信があるため、ラインナップを揃 えて自己研鑽ということで、弱い部分について研修 を受けていただくのがいいと考えている。

名古屋会を研修については登録前は考えられない。 素質があって資格を与えても良いということで資格 を与えられているので、やはり自己研鑽ということ を考えていただく、実務に関しても自己研鑽に努め ていただく、そのためのツールはたくさん用意して いる。そして、早めに仲間を作ってもらうため、青税 に入会してもらうのも良いと思う。皆さんがそれぞ れの実務の中で経験を積まれ、それにプラスされる 研修については、日税連を含めて名古屋会もいろい ろ提供しているので、検索して受講していただくこ とをお願いしたい。

**名青税** 自己研鑽が重要であることは理解してい る。青税に入ってとても良かったのが、仕事でわから ないときや困ったときに聞くと誰かが教えてくれる環 境で、お互い助け合って成り立っていると感じる。こ の関係を今後も大事にしていきたいと思っている。

## 所得拡大促進税制の 効果について

岐阜青税 最近の国会報道で気になったところを交 えながら質問したい。先日の臨時国会では、総理の 所信表明演説の中で、経済対策を中心に、第一に供 給力の強化、第二に国民への還元という話があっ た。一つ目の質問として、賃上げ促進税制について 質問したい。供給力の強化の一つとして、賃上げ促 進税制の強化が挙げられている。物価高の中で賃 上げをした企業には税額控除を認めるという網を

設けるのはわかるが、黒字企業しか恩恵がない。赤 字法人は大企業では25%、中小企業は61%に上る という記事があった。関与先から従業員の給料を上 げると税金が安くなるのか聞かれたことがあるが、 赤字のため税額控除は受けられないことを説明し たところ、それであれば給料を上げる必要はないと いう結論になった。賃上げは税制よりも経済の話に なるため、このような場で話をするのは難しいと考 えているが、大企業は賃上げ促進税制がなくても社 会的使命として従業員の賃上げを実施すると思う。 しかし、中小企業は賃上げは簡単に行えるものでは ない。賃上げ促進税制は、税制改正が複数回行わ れて使い勝手が良くなったと思っている。また、赤字 の場合でも翌期に繰り越せるようにという話も出て いるようだが、黒字企業にしか恩恵のないような賃 上げ促進税制を更に拡充していくということに疑問 を感じている。名古屋会は賃上げ促進税制の拡充 をどのように考えているか教えていただきたい。二 つ目は国民への還元ということで、所得税の定額減 税について質問したい。所得税は3万円、住民税は 1万円を減税し、非課税世帯については給付をす る。これはより税制を複雑にして事務を煩雑にする のは明白だと思っている。名古屋会としてどのよう な考えがあるか教えていただきたい。

名古屋会」政治的な要因が相当大きいと思われ、税 理論の問題なのかどうかはわからない。賃上げ促 進税制については、そもそも税制で手当てをして給 料が上がるのかというところは大いに疑問がある。 賃上げ促進税制を適用してもらうために賃金を上 げるかというと、そういうことはあまりない。税制で 対応して効果が上がるものなのかということが、そ もそも論として疑問である。







令和5年9月10日(日)に夏季懇親会が開催されました。今年は久しぶりに名青税 会員だけでなくそのご家族も参加できる会となりました。

今年度の夏季懇親会は題して、「名青税夏祭り」です。場所は名古屋市中小企業 振興会館(吹上ホール)の第1ファッション展示場で、室内での開催となりました。

最初に入場の時に渡したうちわに各自の推しを書いて、有志には何を書いたか舞台に上がって発表もしてもらいました。その後はみんなで今回のメインイベントの盆踊りです。盆踊りは、「盆踊りをひろめる会」の皆様に協力していただきました。盆踊りをした後は屋台の射的、輪投げ、紙飛行機で遊びました。お菓子や飲み物も取り放題なので合間に食べたり飲んだり。主に飲んでいる人たちもいました。屋台で遊んだ後はビンゴ大会がありました。

ビンゴ大会の後は2回目の盆踊りです。2回目は部屋を少し暗くして踊りました。帰り際にとても楽しかったとの声を多く聞きました。木下会長が開会の挨拶で、「これまでの青税行事もそうだったように本日の行事に参加したお子さんはずっと思い出として残る」というようなことを話しましたが、参加した皆さんにとっていい思い出になったのではないかと思います。 厚生担当副会長 大澤輝高

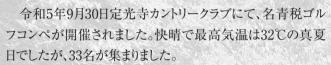


名情税ゴルフ

MeiSeiZei Golf Competition

開催日 令和5年9月30日(土)

開催場所 定光寺カントリークラブ



木下会長の挨拶の後は、INとOUTに分かれて始球式で す。INでは池田総務担当副会長が打った始球ボールが、紙 テープをなびかせて綺麗に空へ…あれ? 紙テープは?紙 テープは足元で外れて、ただの自球が綺麗に空へ飛んでい きました。

狭くて短いと聞いていたコースは、実際に立ってみると広 大で、起伏あり、池あり、谷あり、全コース特徴があって面白く 感じました。鳥の声を聴きながら、風に吹かれ陽に照らされて 運動していると、疲れも緊張も忘れるのか皆さんとても元気 そうです。

シャワーの後は、すぐに成績発表。ビールやハムの詰合せ から、高級食パン、ディズニーペアチケット(いいなぁ)などなど 豪華景品に盛り上がってから、気持ちよく解散となりました。

私は9月7日の非公式練習会に参加するために、初めて手 袋を買ったような超初心者でしたが、温かく見守ってくださる 皆さんと楽しく一緒に回れて、とてもいい思い出になりました。 今年参加した方も、まだ参加していない方も、次の機会があ れば、ぜひ一緒に参加しましょうね!

東支部寺澤英里













令和5年10月28日(土)に判例等研究委員会の活動として、 名城大学との第14回名古屋青年税法ディベート大会が名城 大学天白キャンパスにて開催されました。

今年度は、「係争中の分限免職処分に基づく退職手当の帰属は、判決確定時か」、「アスベストの除去費用は雑損控除の対象となるか」の2テーマについてディベートを行うとともに、「相続税の課税方式を完全な遺産取得税方式に移行することの是非」について政策検討会という形式で討論を行いました。ディベート2試合については、双方が1試合ずつ勝利する結果となりました。

判例等研究委員会の委員会活動は、名城大学との税法 ディベート大会のテーマについて例年7月頃から10月まで検討 を行っていきます。今年度の委員会活動は、事務局での対面 開催を基本として、現地開催が難しい委員についてはZOOMを併用する形式で行いました。前年はまだコロナの影響が大きくZOOM参加の委員も一定数おりましたが、今年度は多くの委員が現地にて参加し活発な議論をすることができ、テーマとなる判例及び関連する税法についてより深く理解することができたと感じております。

当日のディベート大会では、私たち実務家とはまた違った視点での名城大学学生の検討内容を聞くことで新たな発見もあり、活発な議論を交わすことができました。また、双方の検討内容について審査員の先生方に様々なご指摘をいただけることで、大変有意義な時間となりました。

前年以前は新型コロナウィルス感染症の影響により学生と の懇親会の開催を控えておりましたが、今年度より再開するこ とができました。懇親会には委員をはじめ当日観戦に来ていた 名青税会員も参加し、多くの会員が学生と交流することができ、大変楽しい時間を過ごすことができました。

判例等研究委員会では、テーマとなる判例について検討を 重ね、納税者側、課税庁側のそれぞれの立場での主張を文 書化しディベート大会にて実際に討論を行うことで、論理的思 考を身に付けることができるとともに税法についての理解を深 めることができます。日々の実務に追われる中で税法判例につ いて深く検討することができる貴重な機会となりますし、委員同 士の交流はもちろん、ディベート大会では名城大学学生との交 流もできます。ご興味のある方は是非一度ご参加ください。

判例等研究委員会委員長 深谷大輔









# 

# 椙山女学園大学

## 開催日●令和5年10月6日(金)

令和5年10月6日(金)、椙山女学園 大学現代マネジメント学部の講義の 1コマをお借りして税理士職業セミ ナーが開催されました。



簿記を学ぶメリットについての講義と税理士の職業紹介がパワーポイントを使って行われ たあと、パネルディスカッション形式で税理士という職業の魅力や選んだきっかけ、子育てと の両立等について紹介し、最後に学生さんとのグループディスカッションも行われました。

セミナー終了後、参加した学生さんからは、「将来において簿記の知識が役に立つことが分 かった | 「税理士に興味をもちました | といった嬉しい感想が届けられました。

今回の職業セミナーを通して一人でも多くの学生さんが、税理士という職業へ興味をも ち、将来の職業選択のきっかけになればいいなと思います。

## 組織·広報部 荻野紀美子









# 東海学園大学

## 開催日●令和5年11月9日(木)

令和5年11月9日(木)、東海学園大学経 営学部の学生約60名を対象に税理士職業 セミナーが開催され、名古屋青年税理十連 盟からは16名の税理士が参加しました。



税理十職業セミナーは、名古屋青年税理十連盟の木下会長のあいさつに続き、税理十の 職業紹介がパワーポイントを使って行われたあと、4名のパネリストによるパネルディスカッ ションが行われました。その後、アグループに分かれて税理士と学生さんとのグループディス カッションが行われ、最後に中野副会長のあいさつで閉会しました。

私自身は、今回初めて職業セミナーに参加し、パネルディスカッションのパネラーとして役 割もいただきました。教壇から見える学生さん達一人ひとりが、熱心に聞いてくださっていた のがとても嬉しく感じました。

今回お世話になりました東海学園大学の関係者の皆様、大変ありがとうございました。

中村支部石川晃司











名青税 シンポジウム<sup>を</sup> 終えて 令和5年12月3日(日)名青税シンポジウムが開催されました。今回は、「財産評価基本通達6項について」というテーマで発表を行いました。 令和4年4月19日最高裁判決も記憶に新しく、また令和6年からマンションの相続税評価額について新しい評価方法が適用されるという

こともあり、私としても非常に勉強しがいのあるテーマでした。

この日を迎えるまでに計13回の部会を行いました。当初は現地開催とZOOMを併用することも検討しましたが、やはり直接会って活発な議論を交わしたいということもあり今年は現地開催オンリーで準備を進めてきました。部員の皆様にも積極的に参加して頂いたおかげで比較的順調に進んだと思います。部員の皆様、本当にありがとうございました。

当日は予想外のアドリブにドキドキする場面こそありつつも良い発表ができたのではないかと思います。シンポジウムの後に開催された新入会員歓迎会で、新入会員の方にどの部に入りたいかを答えて頂く場面がありましたが、研究部に入りたいと言ってくださった方も多く大変嬉しい気持ちになりました。

最後にシンポジウムの運営に関わって頂いた方々、発表を見て頂いた方々、本当にあり がとうございました。

研究副部長 加藤和也

# 名青税 シンポジウムを 終えて

今年も名青税シンポジウムが開催されました。コロナを経験した 我々にとって、「今年も」と言えることに感謝です。

さて今回の制度部のテーマは「書面添付」でした。税理士の権利 ともいえるこの制度ですが添付率は低く、ただのリスクなのでは?と

囁かれるほどです。論文を書く上での資料も乏しかったです。中には、「俺は調査が好きなんだ!」と叫びだす部員も現れ、テーマ自体が消えてしまうかと思ったこともありました。

そこでAI時代と書面添付の関係性を考え、こんな書面添付なら普及率が上がるのではないかという将来の制度への提案を込めた論文で当日を迎えることになりました。発表方法はテレビの公開収録という形でした。間に映像やCMを挟み観客を飽きさせないできになったのではないでしょうか。来年以降の発表のハードルがかなり上がったことと思います。

シンポジウムや歓迎会自体はあっという間に終わってしまいましたが、ここに至るまでの時間は膨大です。各税理士の1分1秒の積み重ねがこの会を作っているのかと思うとなんだか素敵ですね。どうか「来年も」滞りなくこのお祭りが迎えられますように!

素敵な時間をありがとうございました。

合掌

制度副部長片野晋次









名古屋青年税理士連盟会報(令和6年3月7日)No.222 11

# 実施

# 名青税 オリエンテーション

#### 日時

令和5年6月5日(月) 18時30分~20時30分

#### テーマ

「名青税について」

#### 講師

各部及び 税理士 俵 直人 氏 税理士 深谷 大輔 氏

#### 会 場

ウインクあいち 1001会議室

# 名青税• 愛知県弁護士会若手活動部

との合同研修会

#### 日時

令和5年8月28日(月) 18時30分~20時00分

#### テーマ

第1部「契約書のススメ」 第2部「インボイス制度について」

#### 講師

第1部 弁護士 森 正晴 氏 (愛知県弁護士会 若手活動部) 第2部 税理士 北村 徳志 氏 (名古屋青年税理士連盟)

#### 会 場

ウインクあいち1101会議室 及び ZOOM

# 名青税第1回研修会

令和5年9月22日(金) 日時 19時00分~20時30分

「クラウドソフトとchatGPTの 有効活用について

師 浜田 杏佑 氏

場 ウインクあいち1201会議室 及び ZOOM

# 名青税第2回研修会

- 令和5年10月24日(火) 日 19時00分~20時30分
- 「司法書士から見た 税理士が相続で気を付けるべきポイント
- 師 司法書士 内藤 宏幸 氏
- 場 ウインクあいち1101会議室 及び ZOOM

# 定時総会開催のご案内

令和6年5月11日(十) 14時開始 ウインクあいち1201会議室にて開催

※オンライン(ZOOM)によるハイブリッド形式でも開催 ※総会後、懇親会開催予定

(BIS-TRIA gatsby 名古屋市中村区名駅3-8-13)

# 名青税では新入会員を募集しています

名青税では45歳以下の会員を中心に研修を行ったり、懇親を 深めたりしています。興味を持たれたらぜひご参加ください。身 近な名青税会員に声をかけていただいてもよいですし、名青税 ホームページからお問合せいただいても結構です。よく学び、よ く笑って、楽しい仲間づくりをしませんか?



# 編集 後記

組織・広報部長としてこの1年間、従前には交流のなかった大 学に対して、税理士職業セミナー開催のアプローチを行う事、そ して広報誌を横向きで発行する事の2点に全ての情熱を注いで ひとえにブログ・広報誌用の原稿のご寄稿、職業セミナーへのご参 参りました。

結果として本年度は新たに東海学園大学にて職業セミナーを行

う事ができ、さらには広報誌も夏・春続いての横向き発行を実現さ せることができました。もはや思い残すことはありません。これも 加等、組織広報活動にご協力いただいた皆様のおかげです。

1年間本当に有難うございました。 組織・広報 部長 川口 大輔

## 名古屋青年税理士連盟

〒464-0067 名古屋市千種区池下一丁目8-18 仲田ビル1F 編集責任者/組織·広報担当副会長 中野 克俊 発 行 所/名古屋青年税理士連盟 組織·広報部 印 刷 所/有限会社 真清社



公式WEBサイト http://www.meiseizei.gr.jp/